

毎月5日発行

M o n t h l y

情報掲示板

第 43 号



社会保険労務士法人 **MAC**

税理士法人 望月会計

TEL : 0263-34-4488 FAX: 0263-34-0054

<http://www.sharou-mac.com/index>

労使トラブルに「合同労組」が 関与するケースが増加

「合同労組」関与の事件割合が
過去最高

近年、労使トラブルに「合同労組」「ユニオン」などと呼ばれる団体が関与するケースが増えていると言われていますが、そのことがデータ上からも明らかになりました。

先日、中央労働委員会から、「平成 22 年全国の労使紛争取扱件数まとめ」が発表されましたが、「合同労組」が関与した集团的労使紛争事件の割合が 69.8% (前年比 3.1% 増) となり、過去最高となったことがわかりました。

「合同労組」の特徴

この「合同労組」には、“柔軟路線”をとる組合、イデオロギー性の強い“労使対立路線”をとる組合など、その性格は様々です。また、“労使対立路線”の組合の中にあっても、冷静に落としどころを考える組合、逆にあまり考えない組合もあるようです。

さらに、組合の交渉担当者によって会社への対応が変わってくるケースもあります。また最近では、小規模な「地域労組」(コミュニティ・ユニオン)と言われる団体も増加しており、組合としての統制が本当にとれているのか、疑問の生じるケースもあるようです。

駆け込み訴え事件の増加

労働者が、労使トラブルの解決のため合同労組に加入し、その合同労組が使用者に団体交渉を申し入れてくる例も多くなります。

先ほどの中央労働委員会のまとめでは、懲戒や解雇などの処分を受けた後に労働者が加入した組合から調整の申請があった「駆け込み訴え事件」の占める割合は 36.8% (前年比横ばい) で、過去最高となっています。

対応として重要なことは？

これら「合同労組」「ユニオン」などから団体交渉の申入れがなされた場合、初めにとるべき対応が重要となります。安易に団体交渉の申入れに応じてはいけませんし、組合側が求めてくる「労働協約」の締結要求にも注意が必要です。

団体交渉の申入れがあった場合には、専門家に相談する等しながら、しっかりと事前準備を行うことが重要です。

事務所より

夏本番が目の前に迫っていますが体調管理等はいかがでしょう？

省エネ・節電で昨年とは違った夏を迎えますが、体力をつけて今から万全にしておきましょう！